

「2011年度 福利厚生費調査結果（第56回）」の概要

2012年12月27日
(一社)日本経済団体連合会

1. 2011年度に企業が従業員1人1ヵ月あたりに負担した福利厚生費（法定福利費と法定外福利費の合計）は103,298円。前年度比3.2%の増加となった。
2. 法定福利費は社会保険料の負担の増加等により、前年度比4.4%増加し、77,744円。
3. 法定外福利費は抑制傾向が続き、前年度比0.1%減少の25,554円となった。文化・体育・レクリエーション費用においては、37年ぶりに、内訳で活動への補助費が施設・運営費を上回る結果となった。

1. 調査要領

調査目的	福利厚生費の実態を把握し、今後の福利厚生を含む人事・労務管理の運営に資することを目的に、1955年度から毎年実施
調査対象期間	2011年度（2011年4月～2012年3月）
調査対象企業	経団連企業会員および同団体会員加盟の企業1,626社
回答企業数	688社(有効回答率42.3%)。うち製造業が342社(49.7%)
回答企業の 労務構成	1社当たり平均従業員数4,308人(前年度4,266人) 平均年齢40.8歳(前年度40.7歳)

2. 調査結果の概要

(1)福利厚生費（第1表、第2表）

企業が負担した福利厚生費は、従業員1人1ヵ月平均103,298円で、前年度比3.2%増加した。「法定福利費」は77,744円で同4.4%の増加、「法定外福利費」は25,554円で同0.1%の減少となった。

(2)法定福利費（第1表）

現金給与総額の微増、社会保険料率の上昇の影響から、各項目で費用が増加した。健康保険・介護保険は前年度比5.6%増加し、27,040円、厚生年金保険は段階的な料率引上げの影響もあり、同4.0%増加し、42,717円、雇用保険・労災保険は同2.5%増加し、7,270円、児童手当拠出金は同1.8%増加し、677円となった。

(3)法定外福利費（第1表）

前年度比0.1%の減少となり減少傾向が続いている。文化・体育・レクリエーション費用は、前年度比2.0%減だが、内訳では施設・運営費が6.4%減少し、活動への補助費が2.3%増加した。金額としては74年度以来37年ぶりに、活動への補助費が施設・運営費を上回り、企業がハード面からソフト面への支援に重点を移しているといえる。また、育児関連の費用については、増加傾向は続いており、10年連続の増加となった（2002年度32円→2011年度239円）。

以上

＜参考＞

【福利厚生費調査について】

1955年度から毎年実施しており、今回で56回目。日本において、半世紀以上にわたる企業の福利厚生費の動向を把握できる、唯一の調査である。

本調査は、法定福利費、法定外福利費の各項目について、企業の年間負担総額を年間延べ従業員数で除した1人1ヵ月当たりの平均値（加重平均）を算出したものである。さらに、総額人件費管理の観点から現金給与総額、退職金、通勤費用等についても同様の方法で算出した。

【用語の定義】

法定福利費	社会保険料等の中の企業負担分。従業員負担分は含まない。
法定外福利費	企業が任意に行う従業員等向けの福祉施策の費用。
福利厚生費	法定福利費と法定外福利費の合計。
調査対象従業員	全従業員のうち、健康保険に加入している者。
カフェテリアプラン	従業員に対し、費用と連動したポイントを付与し、福利厚生メニューの中から選択させる制度。 (例：1人当たり300ポイント、1ポイント=200円)
福利厚生代行サービス費	総合的に福利厚生運営を外部委託している場合の委託費用。

第1表 2011年度福利厚生費等の項目別内訳(従業員1人1ヵ月当たり、全産業平均)

項目	金額(円)	対前年度増減率(%)
現金給与総額	546,246	0.8
福利厚生費	103,298	3.2
法定福利費	77,744	4.4
健康保険・介護保険	27,040	5.6
厚生年金保険	42,717	4.0
雇用保険・労災保険	7,270	2.5
児童手当拠出金	677	1.8
その他	40	△ 25.9
法定外福利費	25,554	△ 0.1
(大項目) (小項目)		
住宅関連	12,567	1.0
住宅	11,969	0.9
持家援助	598	3.5
医療・健康	3,015	4.6
医療・保健衛生施設運営	2,145	5.6
ヘルスケアサポート	869	2.1
ライフサポート	5,897	0.9
給食	2,034	△ 1.2
購買・ショッピング	274	△ 6.8
被服	388	△ 1.5
保険	1,030	4.9
介護	24	△ 4.0
育児関連	239	12.7
ファミリーサポート	311	△ 3.7
財産形成	1,039	3.8
通勤バス・駐車場	456	2.0
その他	102	△ 8.1
慶弔関係	811	8.4
慶弔金	739	9.0
法定超付加給付	72	4.3
文化・体育・レクリエーション	2,060	△ 2.0
施設・運営	987	△ 6.4
活動への補助	1,073	2.3
共済会	227	△ 7.3
福利厚生代行サービス費	293	△ 0.3
その他	685	△ 32.9
通勤手当、通勤費	9,867	0.6
退職金	65,000	△ 7.4
退職一時金	26,893	△ 16.9
退職年金	38,107	0.7

(参考)

カフェテリアプラン消化ポイント総額	4,837円
-------------------	--------

- (注) 1. 四捨五入の関係上、100%あるいは合計数値にならない場合がある。
2. 法定福利費の「雇用保険・労災保険」には、石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金を含む。
3. 法定福利費の「その他」は、船員保険の保険料、労基法上の法定補償費、石炭鉱業年金基金への拠出金である。
4. カフェテリアプランとは、福利厚生運営手法の一つで、従業員に一定の福利厚生利用枠と給付の選択肢を与え、従業員が個々の必要性に応じて給付を選択する仕組み。消化ポイント総額は、利用枠のうち、実際に利用されたポイントを円換算したものであり、制度導入企業のうち、項目ごとの利用実績が分かる93社を対象に法定外福利費の中から特別集計した。
5. 現金給与総額、福利厚生費(法定福利費と法定外福利費)、通勤費用、退職金の合計は、従業員1人当たり月額が724,411円、年額にすると8,692,932円である。

第2表 従業員1人1ヵ月当たりの福利厚生費等の推移

回数	年度	現金給与総額 (円)	福利厚生費(円)			退職金(円)	福利厚生費の 対現金給与 総額比率(%)
			合計	法定福利費	法定外福利費		
1回	1955	23,967	3,225	1,463	1,762	-	13.5
2回	56	26,926	3,643	1,600	2,043	-	13.5
3回	57	28,674	3,864	1,705	2,159	-	13.5
4回	58	29,444	3,910	1,692	2,218	-	13.3
5回	59	33,178	4,097	1,772	2,325	1,723	12.3
6回	60	35,041	4,228	1,842	2,386	1,642	12.1
7回	61	37,038	4,365	1,908	2,457	1,642	11.8
8回	63	43,531	4,982	2,188	2,794	3,108	11.4
9回	64	45,862	5,580	2,356	3,224	2,534	12.2
10回	65	49,273	6,197	2,897	3,300	2,814	12.6
11回	66	55,431	7,047	3,382	3,665	2,838	12.7
12回	67	63,083	7,925	3,798	4,127	3,397	12.6
13回	68	69,855	8,566	4,207	4,359	3,076	12.3
14回	69	82,406	9,814	4,836	4,978	3,520	11.9
15回	70	96,417	11,159	5,604	5,555	4,104	11.6
16回	71	107,971	12,769	6,473	6,296	4,346	11.8
17回	72	125,042	14,732	7,435	7,297	5,090	11.8
18回	73	152,413	17,896	9,031	8,865	6,395	11.7
19回	74	196,557	23,378	12,687	10,691	9,223	11.9
20回	75	218,877	27,095	14,897	12,198	11,306	12.4
21回	76	241,964	31,494	17,854	13,640	12,182	13.0
22回	77	262,601	34,285	20,397	13,888	15,131	13.1
23回	78	281,331	37,877	22,620	15,257	20,438	13.5
24回	79	297,512	39,180	23,488	15,692	18,837	13.2
25回	80	320,575	43,957	26,375	17,582	18,298	13.7
26回	81	340,045	47,649	29,632	18,017	19,483	14.0
27回	82	357,213	49,675	31,106	18,569	21,115	13.9
28回	83	371,493	51,712	32,296	19,416	25,784	13.9
29回	84	389,641	54,025	33,844	20,181	26,792	13.9
30回	85	398,630	56,797	36,420	20,377	32,296	14.2
31回	86	415,488	58,826	38,536	20,290	32,651	14.2
32回	87	422,568	59,712	38,917	20,795	35,837	14.1
33回	88	437,933	61,778	40,045	21,733	33,174	14.1
34回	89	466,769	67,266	43,739	23,527	37,562	14.4
35回	90	482,592	74,482	48,600	25,882	36,466	15.4
36回	91	492,587	77,091	49,865	27,226	42,786	15.7
37回	92	501,188	79,130	50,782	28,348	36,866	15.8
38回	93	500,983	79,543	50,998	28,545	38,171	15.9
39回	94	513,412	82,169	53,291	28,878	42,908	16.0
40回	95	525,651	88,174	58,679	29,495	45,341	16.8
41回	96	542,368	90,989	61,233	29,756	48,288	16.8
42回	97	541,209	91,828	62,896	28,932	56,745	17.0
43回	98	546,116	91,575	63,162	28,413	63,341	16.8
44回	99	548,191	92,188	63,763	28,425	72,775	16.8
45回	2000	550,802	93,203	65,423	27,780	69,256	16.9
46回	01	562,098	95,883	68,482	27,401	80,495	17.1
47回	02	558,494	96,755	68,552	28,203	87,283	17.3
48回	03	565,935	100,811	72,853	27,958	92,037	17.8
49回	04	578,054	102,372	74,106	28,266	80,499	17.7
50回	05	583,386	103,722	75,436	28,286	81,685	17.8
51回	06	587,658	104,787	76,437	28,350	76,605	17.8
52回	07	586,008	103,934	75,936	27,998	71,551	17.7
53回	08	572,781	103,311	75,621	27,690	65,839	18.0
54回	09	533,379	97,440	71,480	25,960	67,006	18.3
55回	10	541,866	100,076	74,493	25,583	70,183	18.5
56回	11	546,246	103,298	77,744	25,554	65,000	18.9

- (注) 1. 四捨五入の関係上、100%あるいは合計数値にならない場合がある。
2. 2002年度から法定福利費には、障害者雇用納付金を含まない。2007年度以降の法定福利費には石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金を含む。
3. 1955年度～61年度までの調査期間は10月～9月である。